

YAMAGUCHI Bamboo Mission 規約

(名 称)

第1条 本会は、YAMAGUCHI Bamboo Mission
(以下「YBM」という。)と称する。

(目 的)

第2条 YBMは、竹の伐採・供給関係者、研究開発関係者、加工・製造・販売関係者、支援機関等が結集して、自主的な活動を通じて、竹資源の有効活用を促進し、山口県の森林環境の保全及び産業の振興に向けた取組を協働・共創で進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 YBMは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 竹の供給体制の構築
- (2) 県産竹の特徴の調査・分析
- (3) 県産竹製品のブランド化とブランド価値の向上
- (4) モデルケースとなる事業の実施
- (5) その他、YBMの目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、YBMの目的に賛同し、協働・共創して誠実に取り組む企業、団体、大学、支援機関、金融機関、行政機関等で構成し、会員名簿を整備する。

(庶 務)

第5条 YBMの庶務は、山口県産業労働部イノベーション推進課、山口県農林水産部森林企画課及び竹LABO（山口県宇部市大字小野8345番2）において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、YBMの運営に必要な事項は、会員の協議により別に定める。

附 則

この規約は、令和5年8月8日から施行する。